

平成 22 年(行ノ)第 132 号

原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求上告受理申立事件

申立人 竺原 光江

相手方 国

上告受理申立理由書

2010 年 10 月 13 日

最高裁判所御中

申立人 竺原 光江

申立理由は次の通りである。

1. 東京高等裁判所の判決の誤りについて

2010 年 8 月 9 日に下された判決は、まったく理論がないものであった。書面において、東京地方裁判所で申立人は 1 つも判例を出しておらず、控訴した東京高等裁判所で 10 の判例を使っている。しかしながら、判決文にはそれらの判例について何一つ記されていない。また、申立人は国家賠償法 1 条 1 項における東京地方裁判所の解釈の間違えも判例を通じて指摘したが、その見解もない。一切の見解もないこのような判決は、日本国民の裁判所に対する信頼を著しく損ねている。東京高等裁判所の判決文には、「原審における主張の繰り返し」「裁判所の採用しない独自の見解」とだけ判断されているが、申立人の主張は一貫しているため、当然ながら東京地方裁判所のと看から主張は変わらず、その正当性の主張として判例を使っている。最高裁判所の判例に沿っているのだから、申立人の独自の見解でないことは明白である。なお、10 つの判例及び解釈の誤りについては、次の通りである。

(判例について)

1	<p>最高裁平成 17 年(行ヒ)397 号同 20 年 9 月 10 日大法廷日判決・民集第 62 卷 8 号 2029 頁</p> <p>「事業計画の適否が争われる場合，実効的な権利救済を図るためには，事業計画の決定がされた段階で，これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性があるというべきである」</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 1 頁で使用。原子力発電所の計画について、東京地方裁判所で相手方と書面のやり取りはしなかったものの、「判例変更」されている重要なものとして使用。</p>
2	<p>最高裁昭和 23 年(れ)第 205 号同 23 年 9 月 29 日大法廷判決・刑集第 2 卷 6 号 1235 頁</p> <p>「憲法第 25 条第一項の生活権は国民の正当な生活を営み得る基本的な権利ではあるが国家から干渉乃至圧迫を受けない生活行動の自由権ではなく、また、すべての国民が当然無条件で自己の必要とする生活上の保護を国家に求め得る権利とも解すべきではない。それは国民として正当に自活のできない言い換えれば法律その他の立法で定める資格条件に該当する生活のできない国民が法定の手續に従って国家に対し相当な生活保護を求め得る基本的な権利であると言わねばならぬ」</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 10 頁で使用。申立人は資源エネルギー庁の政策によって、アルバイトが生じ、生活が困難になった。資源エネルギー庁が憲法 15 条第 2 項「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」及び中央省庁等改革基本法第 21 条 2 のイ「個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること」を遵守し、原子力発電所を推進しなければ、また、独占禁止法を重視し、RPS 法を電力会社寄りの法律に定めなければ、申立人は様々な活動を行わずに済んだ。正当に自活</p>

	<p>できなくなったのは資源エネルギー庁の政策が原因であるのだから、申立人の主張は認められるべきである。</p>
3	<p>最高裁昭和 61 年(オ)655 号平成 1 年 12 月 14 日第一小法廷判決・民集第 43 卷 12 号 2078 頁</p> <p>「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）一九条は、事業者は不公正な取引方法を用いてはならないと定めているところ、同法二条九項二号は、右の不公正な取引方法に当たる行為の一つとして、不当な対価をもって取引する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものを掲げ、右規定を受け、昭和二八年公正取引委員会告示第一一号の五（以下「旧指定の五」という。）により「不当に低い対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益を供給... ..（す）ること」が指定され、その後昭和五七年同委員会告示第一五号の 6（以下「一般指定の 6」という。）により旧指定の五が改正され、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、... ..他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」が指定されている（以下、これらの行為に対する独占禁止法上の規制を「不当廉売規制」という。）。このようなしくみによって不当廉売規制がされているのは、自由競争経済は、需給の調整を市場機構に委ね、事業者が市場の需給関係に適応しつつ価格決定を行う自由を有することを前提とするものであり、企業努力による価格引下げ競争は、本来、競争政策が維持・促進しようとする能率競争の中核をなすものであるが、原価を著しく下回る対価で継続して商品又は役務の供給を行うことは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、競争事業者の事業活動を困難にさせるなど公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれが多いとみられるため、原則と</p>

	<p>してこれを禁止し、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で、旧指定の五にいう「不当に」ないし一般指定の6にいう「正当な理由がないのに」との限定を付したものであると考えられる。そして、その根拠規定である独占禁止法一九条の趣旨も、公正な競争秩序を維持することにあるのであるから、右の「不当に」ないし「正当な理由がないのに」なる要件に当たるかどうか、換言すれば、不当廉売規制に違反するかどうかは、専ら公正な競争秩序維持の見地に立ち、具体的な場合における行為の意図・目的、態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合考慮して判断すべきものである」</p> <p>解説 / 控訴理由書 12,13 頁で使用。再生可能エネルギーの普及を事業として携わっていた申立人にとって、風力発電が夜間 1.80 円 / kWh でしか買われていない現状は、安易に生活の圧迫を予測させるものであり、電力会社の RPS 法の買取目標の低さは、事業活動を大きく制限し、2009 年 3 月 31 日をもって会社も休眠状態に陥っている。電力会社にばかり有利な RPS 法の制度は著しく公正さに欠け、再生可能エネルギー市場を妨害し、ひいては京都議定書の目標達成を困難にさせている。地球温暖化防止に努めなければならない現状において、RPS 法のこの目標値の低さや価格の低さに「正当な理由」があるとは到底考えられない。</p>
4	<p>最高裁昭和 29 年(オ)774 号同 31 年 11 月 30 日第二小法廷判決・民集第 10 卷 11 号 1502 頁</p> <p>「同条は公務員が主観的に権限行使の意思をもつてする場合にかぎらず自己の利をはかる意図をもつてする場合でも、客観的に職務執行の外形をそなえる行為をしてこれによつて、他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責を負わしめて、ひろく国民の權益を擁護することをもつて、その立法</p>

	<p>の趣旨とするものと解すべきである」</p> <p>解説 / 控訴理由書 15 頁で使用。「自己の利」とは、国民を無視しているかどうかで判断できる。国民が反対して一行に進まない原子力発電所の推進を京都議定書の目標達成の中心に据え、再生可能エネルギーの普及を RPS 法によって妨害しているのは、現状を無視し、著しく合理性に欠くものである。</p>
5	<p>最高裁平成 13 年(オ)第 1194 号同 16 年 10 月 15 日第二小法廷判決・民集第 58 卷 7 号 1802 頁</p> <p>「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものと解するのが相当である</p> <p>解説 / 控訴理由書 15 頁で使用。不行使か否かは京都議定書の達成目標に向けて、確実に歩んでいるかが基準となる。資源エネルギー庁はやるべきことをやっていないのだから、権限の不行使である。また、表面上行使しているように見えたとしても、結果がでていないのだから、著しく合理性に欠いている。申立人は、その合理性のなさが原因で生活が困難になったのだから、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、権限の不行使は違法とするのが相当である。</p>
6	<p>最高裁昭和 61 年(オ)329 号平成 3 年 4 月 26 日第二小法廷判決・民集第 45 卷 4 号 653 頁</p> <p>「一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神</p>

	<p>的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 23 頁で使用。一定限度の甘受ではなく、必要以上に生活苦をもたらされている申立人には、社会通念上限度を超えたものであり、不法行為が成立する余地がある。昼も夜も働き、挫折まで強いられてきたのだから、その責任をとって当然である。</p>
7	<p>最高裁昭和 56 年（オ）第 609 号同 61 年 6 月 11 日大法廷判決・民集 40 卷 4 号 872 頁</p> <p>「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法七一〇条）又は名誉回復のための処分（同法七二三条）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 23,24 頁で使用。人格権としての名誉権に基づいた場合、将来生ずべき侵害を予防することが可能である。諸外国が馬鹿にした「日本人」とは、一見すると抽象的に見え、個人を特定できないが、日本人全員が馬鹿にされているようなものであり、信頼回復に努めなければならないのはその日本人である「誰か」でしかない。その誰かとは、真剣に京都議定書の目標達成に努めている者しかふさわしくないのだから、申立人が一番適任である。</p>
8	<p>最高裁平成 7 年（行ツ）156 号同 12 年 7 月 17 日第一小法廷判決・</p>

	<p>民集第 198 号 461 頁</p> <p>「他に確たる増悪要因を見いだせない本件においては、上告人が右発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が上告人の右基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、右発症に至ったものとみるのが相当であって、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる」</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 25 頁で使用。一般常識の中でも口角炎は過度なストレスによるものと浸透している。よって、口角炎がストレスの証拠として足りないとする裁判所の判断は世の中の常識から大きく外れたものである。もし、申立人の診断書及び因果関係に誤りがあるとするとするならば、相手方がその証拠を提出すべきであろう。因果関係があるのに「根拠」なく否定されれば、申立人は、当事者一方の不利益だけを被ることになる。</p>
--	---

(解釈について)

9	<p>最高裁昭和 53 年(オ)1240 号同 60 年 11 月 21 日第一小法廷判決・民集第 39 卷 7 号 1512 頁</p> <p>「国家賠償法一条一項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである」</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 14 頁で使用。東京地方裁判所の判決文 27, 28 頁では、RPS 法について、「原告など新エネルギー等電気に関わる事業者を含む個別の国民に対して職務上の法的義務を負うものとは解されないの」とある。しかし、RPS 法に個別の国民に対して法的義務が定められていなくても、「法的利益」が侵害されていれば法律上保護される。その例として、最高裁平成 11 年(オ)1767 号同 14 年 9 月 11 日大法廷判決・民集第 56 卷 7 号 1439</p>
---	---

頁の判例がある。それは、郵便法に定められている法律を違憲とした判例であるが、判決文を引用すると、「(1)郵便法(以下「法」という。)68条,73条は,憲法17条に違反する,又は(2)法68条,73条のうち,郵便の業務に従事する者(以下「郵便業務従事者」という。)の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合にも国の損害賠償責任を否定している部分は,憲法17条に違反すると主張し,原判決には同条の解釈の誤りがある」としたものである。そして、判決は、「原判決は,法68条,73条の規定は憲法17条に違反せず,上告人が請求原因として主張する事実関係自体が法68条,73条に規定する国が損害賠償責任を負う場合に当たらないことを理由に,本件の事実関係についての審理を尽くすことなく,上告人の請求を棄却すべきものとした。しかしながら,前記のとおり,上記各条の規定のうち,特別送達郵便物について,郵便業務従事者の故意又は過失による不法行為に基づき損害が生じた場合に,国の損害賠償責任を免除し,又は制限している部分は違憲無効であるから,上記各条の存在を理由に上告人の請求を棄却すべきものとした原審の判断は,憲法17条の解釈を誤ったものである。論旨はその趣旨をいうものとして理由があり,原判決は破棄を免れない。上告人が主張する請求原因の要旨は,国家公務員である郵便業務従事者が,上告人を債権者とする債権差押命令を内容物とする特別送達郵便物を,過失により,民訴法に定める送達方法によらずに第三債務者の私書箱に投かんしたため,通常の業務の過程において法令の定める職務規範に従って送達されるべき時に上記差押命令が送達されず,上告人の法的利益が侵害され,その結果,債権差押えの目的を達することができなくなり損害を被ったというものであると解され,その主張自体が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求するためのものとして失当であるということとはできないから,そ

	<p>の請求の当否を判断するについては、更に事実関係等について審理を尽くすべきである。したがって、本件を原審に差し戻すこととする」。つまり、郵便法に定めがあっても、最高裁判所は合理的に判断し、国民の権利を守って、一部においては違憲と見なした理知的な素晴らしい判決である。それを申立人に例えなおすと、RPS法は独占禁止法上違法であるという主張も、その法律に国民への義務が定められていなくても、実際に生活が困難になっているのだから、様々な法律を総合的に判断しながら、「合理的」な解決方法を導かなくてはならないのではないだろうか。2つの法律を審理して欲しいという申立人の要求は妥当であり、申立人が侵害されているとする法的利益とは、憲法25条「生存権」のことである。</p>
10	<p>最高裁昭和48年(行ツ)30号同51年3月18日第一小法廷判決・民集第117号201頁</p> <p>「規定の解釈適用を誤り、ひいて理由不備の違法を犯したものであるというほかない」</p> <hr/> <p>解説 / 控訴理由書 20頁で使用。東京地方裁判所の国家賠償法1条1項の解釈に誤りがあることは先の判例で示した通りである。よって、東京地方裁判所への差し戻しを要求する。</p>

2. 最高裁の判例の重要性について

日本には「判例変更」という制度がある。「制度」とは「きまり」のことで、ゆえに申立人は当事者であるのだから、自らの主張に沿って、判例に反すれば、判例変更を要求する権利を有している。過去の判例について、何故、東京高等裁判所は一言も論じなかったのか、まったく理解できない。東京高等裁判所は最高裁判所の判例を侮辱しているとしか思えない。判例が本当に大切なのであれば、最高裁判所の見解をしっかりと述べて欲しい。

3.地球温暖化防止を妨げている原子力発電所の諸問題について

- (ア)原子力発電所の建設は一向に進まないものがある。例えば、山口県の上関原子力発電所の設置においては、反対住民の活動は根強く、28年間も建設が進んでいなかった。昨年、ようやく埋め立て工事が開始されたが、その埋め立てを阻止しようとシーカヤック隊などが海に出て、阻止活動を行ってきた。中国電力はそれに対抗し、シーカヤック隊の1人を海に落とし、入院までさせている。そんなことをしておきながら、怪我をさせたシーカヤック隊までも被告とし、業務妨害として4790万円の損害賠償を起こしている。いづれにしても、上関の特徴はこのように命がけの反対行動が多く、埋め立て工事は進んでいない。
- (イ)青森県の大間原子力発電所においても、反対派の市民団体は2010年7月28日に国と電源開発を相手に原子炉設置許可取り消しや建設工事差し止めを求める訴訟を函館地裁に起こしている。4件の訴訟のうち、2件は国が相手である。巨額の税金と公務員・年月を投じて原子力発電所を推進したはいいが、設置許可を行えば、また裁判で長い時間をかけて争わなければならない。これほど非効率な政策はない。
- (ウ)国際的な流れを見ても、原子力発電所の建設は非常に危険であり、テロの標的になっている。

イラン原発を襲ったサイバーテロ

ニューズウィーク日本版 10月6日(水)21時10分配信

攻撃に使用されたコンピューターウイルス「スタックスネット」はどこかの政府が作ったものに違いないが

ババク・デガンピシェ(ベイルート支局長)

ここ数カ月、イスラエルがイランの核施設に軍事攻撃を仕掛ける可能性がささやかれてきた。そして今、攻撃は意外な形で現実となった。イラン南部ブシェールにある原子力発電所のシステムにコンピューターウイルス「スタックスネット」が仕掛けられたのだ。

ソフトウェア会社シマンテックは、イランで6万台以上のコンピューターが感染したと推計。専門家はウイルスを開発したのはどこかの国の政府だと結論付けている。

サレヒ原子力庁長官は先週、ブシェール原発の操業は2カ月遅れる見通しと発表した。専門家によれば「ウイルス開発費用は恐らく500万～1000万ドル。核施設周辺を空爆するより安くつく」。

スタックスネットはアメリカとイスラエルの仕業だと非難するイラン当局者たちは、今回の攻撃はイランを標的にしたサイバー戦争だと考えている。イラン当局は09年の大統領選期間中、政府のサイトをハッキングされた苦い経験を持つ。それ以来「サイバーアーミー」を設立して対抗。現在は、民兵組織バシジの120人が「ブログの書き方やスパイウエア対策」などの訓練を受けている。

スタックスネットを開発したのが誰であろうと、イランが反撃を開始しようとしているのは確かだ。

(ニューズウィーク日本版 10月13日号掲載)

自国で核兵器を持っていなくても、相手にプルトニウムがあれば、攻撃できる状態になってしまった。つまり、日本にあるプルトニウムの量はそのまま国家のリスクとなった。多くの原子力発電所が稼働している日本は、世界の中でもリスクの高い水準にある。しかも、島国であるのだから武器は持ち込みづらく、真っ先にサイバーテロが考えられるような国である。密集しているのだから

被害は甚大で、捜査どころではなくなる。米国は既にスリーマイル島原子力発電所事故以来初の新設計画を凍結したが、原子力発電所の建設は、もはや国民を説得できない状態にあると言える。資源エネルギー庁の原子力政策は、地球温暖化防止を妨げているだけでなく、国家の安全さえも脅かしている。

(エ)テロのニュースが流れる前でさえ、一般の国民や企業においては、原子力発電所のイメージは非常に悪いものであった。

原発PR館でのトトロ販売に批判 ジブリが撤退表明

2010年8月19日(木)18:43(共同通信)

スタジオジブリ(東京都)の人気アニメ「となりのトトロ」などのキャラクターグッズが、原発の安全性をPRする東京電力福島第2原発の施設で展示、販売されているとインターネット上で批判され、ジブリが「出店を即刻取りやめる」と表明したことが19日、分かった。ジブリの星野康二社長は公式サイトで「誤解を招くもので、思慮が足りなかった」と謝罪した。

ジブリは企業とタイアップできるにも拘わらず、その選択をせず、出店を取りやめている。

(オ)反対が多い現状であるにも拘わらず、資源エネルギー庁は現状を無視したひどい政策を次々に発表している。2010年3月20日、今後の原子力発電所の新增設の目標を14基とした。

原発14基を新增設 = 温暖化対策に軸足 - エネルギー基本計画原案

(2010/03/20-11:18)時事ドットコム

経済産業省が検討している2030年までの新たな「エネルギー基本計画」の原案が20日、明らかになった。従来の原油の

安定確保・供給から、地球温暖化対策の重視に方針を転換。原発14基を新增設し、稼働率を90%（現在60%台）に引き上げることを柱に据えている。

エネルギー基本計画は国のエネルギー政策の指針で、03年に策定。現在、改定作業を進めている。

新計画の原案では、原発新增設・稼働率向上のほか、(1)新築ビル・住宅について照明や冷暖房を太陽光など再生可能エネルギーでまかなう「エネルギー・ゼロ」を推進(2)新車をすべてハイブリッド車や電気自動車など次世代自動車に転換(3)発光ダイオード(LED)や有機ELなど高効率照明の普及率を100%に向上 - などを目標に掲げている。

ところが、2010年8月17日の日経新聞の1面トップ記事には、次のようにあった。

出力3割増の新型原発、30年運転開始

経産省方針 経済産業省は2030年の運転開始を目指す新型原子力発電所の基本仕様を固め、民間企業と本格的な開発に着手する。発電出力は従来の3割増となる世界最大級の180万キロワットに設定。稼働率も最高水準の97%を可能にする。国の原子力立国計画に基づき、国内30基弱の建て替えに生かすほか、中国やインドなどアジア各国にも売り込む

わずか半年も経たないうちに、建設が難しい原子力発電所の目標が14基から30基の設置となっている。耐用年数においても、「80年程度へ延長」との報道もあった。40年を超えたばかりの耐用年数が、今度はいきなり倍の80年と伸びている。

(カ)資源エネルギー庁がどのように原子力発電所を推進するかというと、お金で人の心を買うのである。上関原子力発電所に見られるように、その額は桁外れに大きい。「原子力発電施設等立地地域特

別交付金」として、2009年度から5年間に国から計25億円、「電源三法交付金」として上関町と近隣自治体に72億円が支給される予定である。有権者数わずか3270人の町に97億円が支給され、1人あたりにすると約300万円である。既に住民にばら撒かれており、2010年7月1日に配られた1人2万円の地域振興券「花咲く海の町振興券」の財源は、中国電力からの寄付金計18億円を一般財源化したあとの余剰金を積み立てた「ささえあい基金」から出ている。選挙をこのような状況で行った場合、当然ながら、原子力発電所の賛成派が勝利するに決まっている。地元の人が純粹に賛成したとはとても思えない状況である。

4. 結論

いつまで経っても進まない原子力政策を続けていても、結果、地球温暖化対策にはならない。それは誰が見てもわかるほど、現実が物語っている。原子力発電所の設置状況や稼働率をよく検討し、解決策を導き出して欲しい。また、裁判所においては、申立人が10もの判例を使っているにも拘わらず、1つも審理されていない。これも誰が見てもおかしい状況である。これまでの経緯は本にして、広く世の中に伝えるつもりでいるが、最高裁判所では、申立人の判例及び法律の解釈をしっかりと審理し、国民の信頼を損ねない結論を出して欲しいものである。

以上